事業主のための

社会保障･税番号(マイナンバー)制度 書式集

|  |
| --- |
| **別紙１　個人番号の利用目的について**　　 　従業員から個人番号を取得する際に、利用目的を通知するための**書式**です。**別紙２　個人番号の提供について**　　　　「扶養控除等(異動)申告書」を使用して従業員及びその扶養親族等から個人番号を取得する場合の**書式**です。**別紙３　個人番号及び本人確認書類の提供のお願い**　　　　講師や税理士など従業員以外の外部の者から個人番号を取得する際に使用する依頼書の**書式**です。**別紙４　個人番号の提供書**　　　　講師や税理士など従業員以外の外部の者から個人番号を取得する際に使用する番号の提供と本人確認に関する**書式**です。**別紙５　特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針**　　　　特定個人情報の基本的な取扱いについて明示する基本方針の**書式**です。 |

別 紙 １

平成　　年　　月　　日

従業員　各位

企業名を記載してください

個人番号の利用目的について

当社は、従業員の皆様方から収集した、従業員、控除対象となる配偶者及び扶養親族の個人番号を、下記の目的で利用します。

この利用目的は、必ず、個人番号を当社に提供することになる配偶者及び扶養親族に伝えてください。

記

**１　従業員の個人番号**

　○　源泉徴収票作成事務

　○　健康保険・厚生年金保険に関する届出、申請、請求事務

　○　雇用保険・労災保険に関する届出、申請、請求事務

　○　雇用保険・労災保険に関する証明書作成事務

**２　従業員の配偶者、扶養親族の個人番号**

 ○　源泉徴収票作成事務

 ○　健康保険・厚生年金保険届出事務

 ○　国民年金第３号被保険者届出事務

別 紙 ２

平成　　年　　月　　日

従業員　各位

企業名を記載してください

個人番号の提供について

　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」では、行政機関等に提出する源泉徴収票や社会保険関係の書類等に従業員とその控除対象となる配偶者及び扶養親族の個人番号を記載することと、事業者が個人番号の提供を受ける際には、本人確認を行うことが義務づけられました。

　つきましては、従業員本人、控除対象の配偶者及び扶養親族の個人番号の登

録を行いますので、「個人番号の利用目的について」で利用目的を確認の上、「扶養控除等(異動)申告書」（個人番号が記入されたもの）と併せて従業員自身の本人確認書類を提出してください。本人確認には、「①番号確認」と「②身元(実在)確認」が必要となります。

　また、控除対象の配偶者及び扶養親族に対する本人確認は、従業員自身に行っていただきますので、控除対象の配偶者及び扶養親族の本人確認書類の提出は不要となります。

　なお、今後、個人番号が変更となった場合は、速やかにご連絡ください。

(裏　面)

１　番号確認書類

　以下の書類のうち、いずれか1つの写しを提出してください。

|  |
| --- |
| □個人番号カード（表面及び裏面）、□通知カード、□住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されているもの） |

２　身元(実在)確認書類（１で「個人番号カード」の写しを提出した場合は提出不要です。）

(1)　以下の書類のうち、いずれか1つの写し（「①番号確認」に従い提出する通知カード、住民票の写し等に記載された氏名、及び生年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）と同じ個人識別事項が記載されているか、確認してください。）。

|  |  |
| --- | --- |
| □運転免許証、□運転経歴証明書、□パスポート、□身体障害者手帳、□精神障害者保健福祉手帳、□療育手帳、□在留カード、□特別永住者証明書 | 「運転経歴証明書」については、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。 |
| □写真付き学生証、□写真付き身分証明書、□写真付き社員証、□写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等） | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限ります。 |
| □税理士証票、□戦傷病者手帳 | 提出時において有効なものに限ります。 |

(2)　上記書類の提出が困難な場合は、以下の書類のうち、2つ以上の書類の写し（「①番号確認」で提出する通知カード、住民票等に記載された個人識別事項と同じ個人識別事項が記載されているか、確認してください。）。

|  |  |
| --- | --- |
| □国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、□健康保険日雇特例被保険者手帳、□国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証、□私立学校教職員共済制度の加入者証、□国民年金手帳、□児童扶養手当証書、□特別児童扶養手当証書 |  |
| □学生証（写真なし）、□身分証明書（写真なし）、□社員証（写真なし）、□資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等） | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限ります。 |
| □国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、□納税証明書 | 領収日付の押印又は発行年月日、及び個人識別事項が記載されているもので、提出時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限ります。 |
| □印鑑登録証明書、□戸籍の附票の写し（謄本もしくは抄本も可）、□住民票の写し、□住民票記録事項証明書、□母子健康手帳 | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なもの又は発行もしくは発給された日から6か月以内のものに限ります。 |
| □源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）、□支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）、□特定口座年間取引報告書 | 個人識別事項が記載されているものに限ります。 |

別 紙 ３

平成　　年　　月　　日

○○○○　様

企業名を記載してください

個人番号及び本人確認書類の提供のお願い

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

　平素は、幣社の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」では、事業者が税務当局に提出する支払調書に支払先様の個人番号（マイナンバー）を記載することと、個人番号の提供を受ける際に支払先様の本人確認を行うことについて義務づけられています。

　つきましては、誠に恐縮に存じますが、同封の「個人番号の提供書」に必要事項をご記入いただき、個人番号の確認を行うための書類及び身元を確認するための書類と併せて、返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

　ご提供いただいた個人番号は、［報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務］［不動産取引に関する支払調書作成事務］のみに利用し、それ以外の利用目的では利用いたしません。

不要な事務の内容を削除してください。

なお、ご提供後に個人番号が変更された場合には、速やかに幣社へお知らせください。

敬 具

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】＊　企業名を記載する　〒000-0000　○○県○○市○○町○－○－○　ＴＥＬ :　０００－００００－００００　ＦＡＸ :　０００－００００－００００ |

別 紙 ４

個人番号の提供書

平成　　年　　月　　日

企業名を記載してください　宛

私の個人番号を提供します。

１　住所・氏名・個人番号

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　※ 住所・氏名・個人番号をご記入ください。

２　個人番号を確認するための書類

　　裏面の「１番号確認書類」を確認いただき、いずれか1つのコピーを返信用封筒に同封してください。

３　身元を確認するための書類

　　裏面の「２身元(実在)確認」を確認いただき、いずれか1つ(２つ以上)のコピーを返信用封筒に同封してください。

(裏 面)

１　番号確認書類

　以下の書類のうち、いずれか1つの写しを提出してください。

|  |
| --- |
| □個人番号カード（表面及び裏面）、□通知カード、□住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されているもの） |

２　身元(実在)確認書類（１で「個人番号カード」の写しを提出した場合は提出不要です。）

(1)　以下の書類のうち、いずれか1つの写し（「①番号確認」に従い提出する通知カード、住民票の写し等に記載された氏名、及び生年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）と同じ個人識別事項が記載されているか、確認してください。）。

|  |  |
| --- | --- |
| □運転免許証、□運転経歴証明書、□パスポート、□身体障害者手帳、□精神障害者保健福祉手帳、□療育手帳、□在留カード、□特別永住者証明書 | 「運転経歴証明書」については、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。 |
| □写真付き学生証、□写真付き身分証明書、□写真付き社員証、□写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等） | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限ります。 |
| □税理士証票、□戦傷病者手帳 | 提出時において有効なものに限ります。 |

(2)　上記書類の提出が困難な場合は、以下の書類のうち、2つ以上の書類の写し（「①番号確認」で提出する通知カード、住民票等に記載された個人識別事項と同じ個人識別事項が記載されているか、確認してください。）。

|  |  |
| --- | --- |
| □国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、□健康保険日雇特例被保険者手帳、□国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証、□私立学校教職員共済制度の加入者証、□国民年金手帳、□児童扶養手当証書、□特別児童扶養手当証書 |  |
| □学生証（写真なし）、□身分証明書（写真なし）、□社員証（写真なし）、□資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等） | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限ります。 |
| □国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、□納税証明書 | 領収日付の押印又は発行年月日、及び個人識別事項が記載されているもので、提出時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限ります。 |
| □印鑑登録証明書、□戸籍の附票の写し（謄本もしくは抄本も可）、□住民票の写し、□住民票記録事項証明書、□母子健康手帳 | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なもの又は発行もしくは発給された日から6か月以内のものに限ります。 |
| □源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）、□支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）、□特定口座年間取引報告書 | 個人識別事項が記載されているものに限ります。 |

別 紙 ５

**特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針**

　＊「企業名を記載する」では、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を下記のように定めます。

１　事業者の名称

　　企業名を記載する

２　関係法令・ガイドライン等の遵守

　　弊社は、特定個人情報の取扱いに関し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守します。

３　安全管理措置に関する事項

　　弊社は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理に努めます。

４　質問等のお問い合せ窓口

　　弊社の特定個人情報の取扱いに関する質問や苦情につきましては、下記までご連絡ください。

＊　企業名を記載する

〒000-0000

○○県○○市○○町○－○－○

ＴＥＬ :　０００－００００－００００

ＦＡＸ :　０００－００００－００００

Mail　 : xxxxxxx@nk-net.co.jp